

In This Issue

〈改正法（案）について〉

1. 特許法・実用新案法改正の主な内容
2. 2006年10月1日から施行の改正法令の主な内容

〈特許動向〉

3. 海外優秀半導体装備業者12ヶ所の韓国内における登録特許の分析
4. 半導体ディスプレイ装備業界の特許判例動向
5. 半導体配置設計権登録、「急激な上昇勢」
6. TV画面を紙のように折り曲げる；OLED用発光材料の特許出願の動向
7. 放送・通信融合、特許出願大きく‘増加’

〈その他〉

8. 三星電子、0.82mm超スリムLCDパネル開発
9. 韓国で初めて開発された「無洗剤洗濯機」が国際標準となる
10. 半導体IP関連機関の「役割分担」

〈商標関連〉

11. スターボックス、「商標紛争」で韓国の中小企業に敗訴

◆ 2007. 7. 1. 施行予定の特許法・実用新案法（2P）

▶ 韓国特許庁は、出願人/特許権者の権益をより強化させるための方向へと特許法・実用新案法の改正を進めており、当該の改正法案は2007. 7. 1. から施行される予定である。

今回の改正により、従来から出願/審判実務において出願人/特許権者の権利保護のために要求されつつあった制度の多数が導入される見込みである。主な改正の内容は次の通りです。

- ① 特許請求範囲の作成方法の多様化
- ② 請求項ごとの審査制度
- ③ 無効審判手続きでの訂正請求の機会の拡大
- ④ 権利範囲確認審判における確認対象発明の補正範囲の拡大
- ⑤ 特許請求範囲の提出猶予
- ⑥ 発明の詳細な説明の記載要件の緩和
- ⑦ 中間書類の提出期間の伸縮可能

◆ 2006. 10. 1. 施行の改正法令の主な内容（5P）

▶ 公知・公用の国際主義の採択、植物発明関連規定の削除による植物発明の保護範囲の拡大、申立制度の無効審判へと統合、実用新案の審査後登録制度の再導入など2006年3月3日付け公布の改正特許法及び実用新案法のうち、2006年10月1日から施行される改正法律の主な内容を整理した。

☞事務所便り☞

*Kluwer Law Internationalが発行する「MANUAL FOR THE HANDLING OF APPLICATIONS FOR PATENTS, DESIGNS AND TRADE MARKS THROUGHOUT THE WORLD(Brown Book)」の2007年度版韓国Chapterを当所、世韓國際特許法律事務所 (Kims and Lees) が担当し、更新作業を行った。

*当所の姜哲中弁理士（機械分野担当）が韓国発明振興会にてサイバーアカデミーの職務発明に関わるテキストを編纂し、更に、動画像による講義を12月4日から8週間にかけて行う予定である。

特許法・実用新案法改正の主な内容 【2007. 7. 1. から施行予定】

韓国特許庁は、先進特許制度の導入を通じて出願人の便益を引き上げ、特許権の保護と活用を促せる環境を整うための趣旨で、特許法・実用新案法の改正を進めている。当該改正法案は、現在、国会の産業資源部委員会にて審査中であり、今後立法過程を経て、2007. 7. 1. からの実行が確実であろう。当該改正法律は、出願人の権利設定がよりたやすく、特許登録後の他者による無効主張に対する特許権者の対応機会が拡大される

など、出願人または特許権者の立場をより強化させる方向へと改善される見込みである。特に、「特許請求範囲の作成方法の多様化」、「請求項ごとの審査」、「無効審判手続きでの訂正請求の機会の拡大」、「権利範囲確認審判での確認対象発明の補正範囲の拡大」など、従来の出願及び審判実務における出願人または特許権者の適切な権利保護のために要求されつつあった制度が多数導入されるようになった。

〈特許法条文内容の比較表〉

項目	特許法条文	改正前の内容	改正後の内容
①	第42条第4項3号、 第62条第4号 & 第133条第1項第1号	* 請求項は発明の構成に無くてはならない事項のみで記載されるべきである。 * 前記事項を違反時、拒絶・無効の対象	* 請求項は、発明を特定するに必要であると認められる全ての事項を記載する。 * 拒絶・無効の対象から除外
②	第63条第2項	—	拒絶理由がある請求項は全て通知すべきである。
③	第133条第2第5項 第147条第1項	— * 1回（最初の答弁書の提出期間）に限って訂正の機会を与える	* 新しい証拠に対応する訂正請求機会を与える。 * 新しい訂正請求がある場合、先行の訂正請求は取下げとみなす。
④	第140条第2項	—	権利範囲確認審判にて確認対象発明の補正を請求趣旨の変更としてみなさない。
⑤	第42条第2項 第59条第2項 第60条第4、5項	* 出願時、特許請求範囲を提出しなければならない。 * 特許出願に対する審査請求可能	* 審査請求時までに特許請求範囲の提出の猶予が可能 * 特許請求範囲が存在（提出）する出願のみに限って審査請求可能 但し、第3者が審査請求時には例外適用 — 第3者により審査請求された場合、出願人には3ヶ月の期間を指定し、特許請求範囲の提出を命じ、その期間内に提出がない場合には、その特許出願は取下げることとみなす。
⑥	第43条第6項 新設	—	* 発明の詳細な説明には、当業者が発明を容易に実施できる程度に、明確、かつ詳細に記載
⑦	第15条第2項	期間の延長のみ可能	申込によって期間の延長もしくは短縮も可能

①特許請求範囲の作成方法の多様化

- 一改正内容（特許法第42条第4項第3号、第62条第4号、第133条第1項第1号；実用新案法第8条第4項第3号）

請求項を機能或いは動作手段などを用いて記載することを許容する。

一期待される利点

技術の多様化につれ、物（装置）の発明において物理的構造や具体的な手段よりはその装置の作用や動作方法などを用いて発明を記載することが望ましい場合があったが、このような記載が許容されることによって、発明がより適切に保護されるようになった。

②請求項ごとの審査制度

- 一改正内容（特許法第63条第2項新設；実用新案法第14条第2項）

特許出願に対する審査時、全ての請求項について特許可否を審査し、その結果を明確、かつ具体的に通知するようにする。

一期待される利点

現行の特許法下では、一部の請求項における拒絶理由が解消できなかったことで、特許出願全体が拒絶される問題が起きた。しかし、今後からは請求項ごとの審査結果の通知が義務付けられ、出願人は請求項ごとに権利の放棄・補完など、今後の対応戦略を立てられやすくなった。

③無効審判手続きでの訂正請求機会の拡大

- 一改正内容（特許法第133条の2第5項新設、第147条第1項；実用新案法第33条）

請求人が無効審判請求時、提出しなかった新たな無効証拠を後日提出する場合、特許権者に追加で訂正の機会を与える。但し、審理遅延を目的とし、新しい証拠を立て続けに提出するなどの特別な理由がある場合には、別途の訂正機会を与えないこともできる。同一の審判事件につ

いて数回の訂正請求がある場合、最後に請求したもののみ残し、先行の訂正請求は全て取り下げることとする。

一期待される利点

無効審判請求人は、無効審判請求時に提出しなかった新たな無効証拠を請求書の補正または意見書を通じて後日提出できるが、これに反して、特許権者は無効審判請求書に対する答弁書の提出期間内に特許の訂正請求をするように法で定めてある。従って、無効審判の手続きにおける新たな無効証拠に対応する訂正の機会を追加で与えるよう、法の規定に明文化し、新たな証拠が提出された場合、特許権者に訂正の機会を追加で与え、当事者間の平等な攻撃・防衛の機会を与えるようにした。

④権利範囲確認審判での確認対象発明の補正範囲の拡大

- 一改正内容（特許法第140条第2号；実用新案法第33条）

積極的権利範囲確認審判にて確認対象発明を要旨変更可否に関らず、実施物品と同様、補正できるようにする。

一期待される利点

積極的権利範囲確認の審判請求の時、請求人が確認対象発明を間違えて特定した場合、これに対する補正を厳格に制限しており、同一の思案に対しても再び審判請求をしなければならない不合理なところがあった。確認対象発明に対する自由な補正を許容することによって、権利範囲確認審判の合理的で、効果的な処理が可能になり、素早い紛争解決への道が開くであろう。

⑤特許請求範囲の提出猶予

- 一改正内容（特許法第42条第2項、第59条第2項、第60条第4、5項；実用新案法第8条第

2項、第12条第2項)

特許出願時に特許請求範囲を提出せず、出願公開時まで提出すれば最初の特許出願時の提出として認める。

—期待される利点

特許請求範囲の無い出願書を提出しても出願日が認められるので、より早い特許出願日の確保ができる。特に、学位論文などのように特許請求範囲に対する別途の記載の無い場合でも、そのまま出願でき、素早い特許出願が可能となった。

⑥発明の詳細な説明の記載要件の緩和

—改正内容（特許法第42条第3項削除、特許法第42条第6項新設；実用新案法第8条第3項）
明細書のうち、発明の詳細な説明を記載する時、発明の目的、構成、効果に関する記載要件が削除される。

—期待される利点

出願人自ら、多様な表現手段を用いて一

番便利な方法で発明の説明ができる。即ち、発明の実体的内容に焦点を当て、発明をより明らかなで、かつ詳細に記述することができるようになった。

⑧中間書類の提出期間、伸縮可能へ

—改正内容（特許法第15条第2項）

出願人の意思に応じて、中間書類の提出期限以前にも特許の可否を決定できるようにする。

—期待される利点

現行の特許法では、期間の延長のみが認められており、中間書類の提出期間の期間経過の前に特許可否の決定を求める出願人の要求に応じられなかった。しかし、中間書類の提出期間の期間経過の前であっても、特許可否の決定がてきよう、期間短縮が可能になった。

2006年10月1日から施行の改正法令の主な内容

2006年10月1日から施行の改正特許法及び実用新案法、同法施行令と施行規則の主な内容は次の通りである。

—公知・公用の国際主義：

新規性判断の場合、公知・公用の先行技術の地域的範囲を世界的流れに合わせ、韓国内のみならず韓国外へと拡大した。

—植物発明関連条項（第31条）の削除（2006年10月号ニュースレター参照）：

植物発明に関する国際的流れに合わせて植物発明に対しても一般的な特許要件が適用される。従って、無性的に繰り返し生殖する変種植物のみならず有性生殖植物も特許できるようになった。

—情報提供時期の拡大：

審査期間が大幅短縮されるにつれ、出願公開前に審査が完了されることもありうるので、出願公開以後のみ可能だった情報提供を、特許出願後であればいつでも可能とした。

—異議申立制度が無効審判制度へと統合：

世界的流れに合わせ、特許異議申立の手続きを特許無効審判の手続きにて一元化する。従って異議申立制度は廃止され、一定の期間（特許公報発行日より3ヶ月以内）において、誰でも無効審判を請求することができるようにした。

—無効審判にて請求項の訂正許容可否の判断時の独立特許要件に関する判断の排除：

無効審判手続きをスムーズにするために、無

効審判の対象となった請求項の訂正がなされた場合の訂正許容可否を判断する時、訂正された請求項が特許出願時、特許を受けることができるか（独立特許要件）については判断せず、本案を用いて審理を行うこととする。

－権利範囲確認審判の請求人適格の拡大：
権利紛争の当事者である専用実施権者も権利範囲確認審判を請求できるようにした。

－実用新案先登録制度を審査後登録制度へと変更（2006年8月号ニュースレター参照）：
実用新案出願についても特許出願同様、審査後登録するようにした。

－二重出願制度の廃止及び変更出願制度の導入：
実用新案に関する審査制度が再び導入されるにつれ、特許と実用新案の二重出願制度が廃止され、最初拒絶決定謄本を受け取った日から30日以内に、特許出願と実用新案の間における出願の種類を変更できるようにする変更

出願制度が導入された。

－優先審査対象の拡大（2006年10月号ニュースレター参照）：

韓国特許庁長と外国特許庁長とが優先審査するように合意した特許出願が優先審査の対象に含まれた。更に、実用新案出願について審査後登録制度が導入されるにつれ、実用新案出願も優先審査の対象となった。特に、実用新案出願と同時に審査請求をし、その出願後から2ヶ月以内に優先審査の申込がある実用新案出願が優先審査の審査対象として含まれた。

－発明者の追加機会の拡大：

発明者のうち、一部の発明者において記載の書き漏れや誤記がある場合、今までは特許可否の決定前までに限って可能だった追加または訂正を、時期的制限を特許権の設定登録日前までに拡大した。

海外優秀半導体装備業者12ヶ所の韓国内における登録特許の分析・・・「専門DB」同業界へ普及

世界の主な半導体・ディスプレイ装備会社12ヶ所の韓国における登録特許の状況を体系的に分析したデータベース（DB）が同業界へ普及される。

半導体・ディスプレイ装備特許コンソーシアムは、韓国の特許関連サイトにて公開の情報のうち、半導体・ディスプレイ装備分野における技術及びその法的状況などを選び取って、分類した「先進12カ所の装備業者の韓国における特許状況専門DB」を有料で普及する。

海外業者の韓国における登録特許は、特許情報サイトなどで検索・閲覧できるものの情報

の範囲が広く、体系化されておらず、中小企業が主流をなす韓国の業者にとってはその活用に限界を感じている。

しかし、今回の半導体・ディスプレイ装備コンソーシアムが販売しているDBは、装備分野に特化されており、また、韓国の装備業界で使われる技術分類をそのまま活かすのみならず、多様な検索及び編集機能を有するのはもちろんのこと、それらの法的状況に至るまでの全ての情報を提供し、非専門家であっても特許の現況を調べるのに無理のないものである。

DBは政府と大手企業・中小企業が共同で費用

を出し合わせ、構築したものであり、事業に参加したコンソーシアム会員社には既に一部普及されている。

半導体・ディスプレイ装備特許コンソーシアムは“DB 完成後、大学や研究機関はもちろんのこと装備業界でも高い関心を示したのにもかかわらず DB 構築事業に費用を出し合った企

業との衡平性の問題から一般普及をためらっていた。”と言い、“今回、コンソーシアム会員社の同意を得て販売をし始めることとなり、政府予算の一部が含まれた事業の結果物としての専門 DB を、業界全体が共有できるようになったことに意義がある”と述べた。

半導体ディスプレイ装備業界の特許判例動向

半導体ディスプレイ装備業界に外国企業による特許訴訟が増加しつつあり、訴訟に巻き込まれた韓国企業の営業損失は50%に迫るなど、相当の営業被害を受けている。

しかしながら、外国企業により提起された特許侵害訴訟の約68%は、原告の特許が無効であるという理由で棄却されるか、或いは、約88%は、原告の特許が無効ではないとしても非侵害であるとの判定が下される。この結果は2003年から2005年末までの韓国内での判決に基づいたものである。

特に、2005年には、訴訟の100%が特許侵害を認めてもらえなかったものの、特許侵害を理由にした訴えはかえて爆発的に増加しつつある。具体的には、海外から韓国内へ送られた特許侵害の警告状が2003年の11件から2006年11月現在は72件を記録し、7倍近く増えた。特許侵害訴訟件数も2003年には10件であったものが2006年11月現在までには103件で、なんと

10倍近く急増した。

このような外国企業の無差別な特許攻勢によって、これに対応する韓国企業の費用はげちがいに増えつつあり、韓国内外で納品実績を有する主な半導体・ディスプレイ装備業者のうち64社を対象とした特許訴訟に関する調査を行った結果、特許訴訟から引き起こされた64社の営業損失は2003年には年売り上げ対比8%に過ぎなかったのが、今年には、なんと49%にまで至る見込みである。更に、特許攻勢に対応するために、この企業が背負った費用も2003年、約10億ウォンから2006年には約281億ウォン（暫定）となり、3年間でなんと28倍以上増えた。従って、まだ規模の経済を実現していない韓国企業は、特許コンソーシアムへの共同参加、国策機関の特許DBの活用、政府支援など、総合的な対策を整うべきである。一方、特許訴訟を訴える外国企業は、出願段階からの慎重な権利範囲の選定より自らの特許に対する強い権利保護を迫及することが望ましい。

半導体配置設計権登録、「急激な上昇勢」

－ 9月末、現在、前年度対比3倍以上増加－

韓国の半導体設計産業は胎動期を経て、今では半導体配置設計権に関する登録件数も急激

の上昇傾向をみせている。特許庁の半導体配置設計権の設定登録現況に

関する資料によると、2006年9月末現在、登録件数は去年より98件が増加した127件で、実に338%の急上昇をみせた。

これまでの韓国の半導体配置設計権の登録件数は、世界半導体設計産業の沈滞及びIMFの影響を受け、2001年165件、2004年86件に続き、去年には41件を記録し、毎年減る一方だったが、今年に入って約170件の登録が予想されており、2000年に入ってから最大の記録になるであろう。

一方、韓国特許庁では、開発された技術を手取り早く権利化できるように関連「半導体集積回路の配置設計に関する法令」を整備中にある。改正案の主な内容は、従来の書面申込のみならず、オンラインでも登録できるように電子申込制度を導入し、また現在の登録取消し理由を具体化し、裁量行為を透明化するとともに、手数料の値下げ及び減免案を反映している。

また、半導体の配置設計権の創出をより活性化するために、登録料の値下げなどの内容を含む「半導体集積回路の配置設計に関する法律施行規則」を改正し、2006年11月10日から実行中である。その他、配置設計登録証のデザイン及びフォームを、特許・実用新案などの産業財産権の登録証同様に変え、特許庁から発給される登録証が統一のフォームで提供されるように改善した。

2007年9月から改正案が施行されると、韓国内での半導体配置設計権の創作雰囲気が高まり、半導体配置設計権の登録がもっと増えると思われ、特許庁は今後にもオンラインを通じて配置設計権の登録を申込みこののできる電子申込制度の導入などの顧客中心サービスを持続的に進めていく計画である。

TV画面を紙のように折り曲げる・・・OLED用発光材料の特許出願の動向

もはやディスプレイ映像時代に差し掛かった今、TV、コンピューターから始まり携帯電話、DMB電話、WiBro(Wireless Broadband)端末に至るまで、全てのところを先端ディスプレイが占めている。この状況のなか、最近、OLEDが紙のように折り曲げることのできる夢の次世代ディスプレイとして急浮上し、OLED技術分野における核心のひとつともいえる有機発光材料に関する特許出願も増加しつつある。

OLEDは、有機発光ダイオード(Organic Light Emitting Diode)の略字で有機ELとも呼ばれ、電流が流れると自ら光を出す有機発光材料を用いたディスプレイである。

従来のLCDと比較してみると、OLEDは電力消費量が少ないのみならず、広い視野角とともに画面に残像が残らないため、高画質、高鮮明な映像の再現が可能であり、また、背面光(Backlight)なしで自ら発光するため、厚さと重さを大幅減らすことができ、より薄くて軽いディスプレイを作ることができる。

更に、基板材質をガラスの代わりにフィルムを用いると、折り曲げることのできる形のディスプレイ製作も可能になる。それ故、くるくる巻いて持ち歩きながらテレビをみたり、インターネットをしたりするときに広げて利用することのできる新しい日常が繰り広がることも遠い話ではない。

OLEDの基盤をなす有機発光材料として、有機金属化合物、アントラセン系化合物、ポリフルオレン、ポリチオフェンなどの多様な有機物質が開発されており、また、従来の物質より色純度と発光効率をより向上させ、問題である材料の寿命の短さも解決できる新しい物質の開発に研究の焦点を合わせている。

韓国内の特許出願の動向をみると、OLED用発光材料関連特許出願は、2000年以後から2006年6月までに総989件が出願されており、特に2000年には64件に過ぎなかったのが次第に増え、2005年には290件に至るなど、OLED用発光材料関連特許出願はこれからも増え続けると思われる。

出願人別にみると、総989件のうち、韓国人による出願は604件で61.1%、外国人による出願は385件で38.9%を占めている。韓国企業のうち三星SDIが155件で全体件数対比15.7%を占めているなか、LG電子、LG化学、ネオビューコーロン(Neoview Kolon)などからの出願も活発になっている。一方、外国企業としては出光興産が53件で5.4%を占め、続いて住友化学工業、デュポンなどの出願が多かった。

放送・通信融合、特許出願大きく‘増加’

—最近の5年間で、特許出願が毎年35%以上増え—

デジタルマルチメディア放送(DMB)、TVポータル、インターネットプロトコルTV(IPTV)のように放送と通信が融合されたサービス(以下、放通融合サービスとする)が続々登場している。このようなサービスの特徴は、視聴者と放送者との間の実時間相互作用を通じ、電子取引、オンラインゲームなどの多様な両方向サービスを、TV画面を介して利用することにある。

最近の韓国特許庁の発表資料によると、このような放通融合関連特許は、1996年からの5年間で115件出願され、2001年からは毎年35%以上を上回る増加傾向をみせており、2005年の一年間だけでも165件が出願された。

1996年から2005年までの10年間で出願された603件の特許を国家別にみると、韓国410件(68%)、オランダ76件

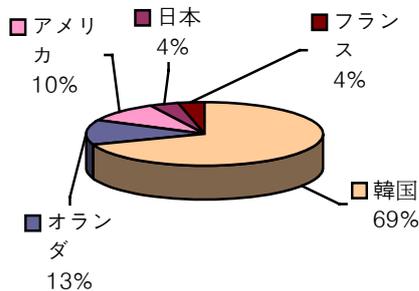
(12.6%)、米国60件(10.0%)、日本23件(3.8%)、フランス22件(3.6%)の順となっている。

韓国の主な出願人は、三星電子(110件)、韓国電子通信研究院(83件)、LG電子(39件)、SKテレコム(29件)、KT(22件)であり、外国の主な出願人は、フィリップス(Philips)、コルカム(Qualcomm)(9件)、ゼネラルインスツルメント(General Instrument)(9件)、マイクロソフト(Microsoft)(7件)、ソニ(8件)、トムソン(Tomson)21件などである。

技術別には、コーデック及びパッケージング技術関連特許出願が全体出願の54.6%(329件)を占めており、続いてサービス品質制御技術28.0%(169件)、ネットワーク連動技術17.4%(105件)の順に出願された。外国人による出願は、サービス品質制御技術とネ

ネットワーク連動技術においては 10%以内の低い比率を示しているものの、コーデック及

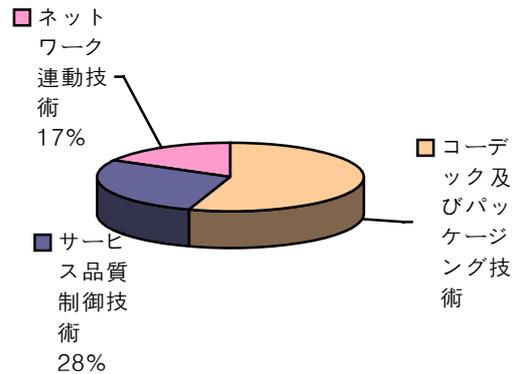
(表 1) 国家別出願



放通融合サービスが、イタリア、フランス、イギリス、香港を含む世界の様々な国で既にオーダーメイドビデオ (VOD)、多チャンネル放送サービス、TV ポータル、両方向サービスなどの多様な形態で提供されており、韓国でも放送委員会と情報通信部が IPTV (インターネットプロトコール TV) サービス

びパッケージング技術においては 50%を上回る高い比率を示している。

(表 2) 技術別分類



を来年から常用化するにつれ、本格的な放通融合時代が開くだろう。それに伴って、従来の放送と通信産業の構造に大きな変化が予想され、かつ、関連の各種コンテンツ産業、プラットフォーム産業及び装備産業にも拡大されるだろう。

三星電子、0.82 mm超スリム LCD パネル開発

三星電子が業界でもっとも薄い携帯電話用 LCD パネルの開発に成功した。このパネルの厚さは 0.82mm であり、一般クレジットカードの厚さに適する。

三星電子の LCD 総括は、従来の LCD パネルの厚さにおいて大部分を占めたガラス及び導光板の厚さを画期的に薄くし、クレジットカードなみの薄型モジュールの開発に成功した。今回、開発された製品は従来の薄型 LCD パネルの厚さより 0.07mm 薄くなった。

また、三星電子で内衝撃防止及び視認性の向上のためのモジュール一体化技術である i-Lens 技術を発表された。

i-Lens は、携帯電話生産業界で LCD の画面を保護し、内衝撃性を補強するために、パネルに強化プラスチック及び支持台を付着することを、パネル製造過程に一体化させた技術であり、i-Lens の技術を適用する際、セット基準で製品の厚さを約 1.4~2.4mm 薄くすることができる。

一般携帯画面をみると、LCD パネルの上に約 2~3mm の隙間を置いて、もう一枚の強化プラスチックが付着されていることが分かるが、三星電子は今回、衝撃防止シートを LCD パネルに直接付着する方式を取り、LCD パネルと強化プラスチックを取り除き、その間にあった隙間を無くした。

このi-Lens技術を適用すると、パネルの厚さは0.6mm厚くなるのみで、従来の強化プラスチックから生じた光反射問題なども解決でき、野外での視認性を大幅向上できる。

三星電子の超スリムLCDパネルの開発により、今後の携帯電話などのモバイル機器市場における超スリム化現状はより目立つであろう。

三星電子のLCD総括側は“今回の開発を通じて携帯型LCDパネルの「超スリム化」と「内衝撃強化」の両方をつかみとることができ、

携帯用ディスプレイの超スリム化現状に積極的に備えることができた”と言い、“今後にもこのような最先端技術力をベースにして、ディスプレイ技術の限界を乗り越えるよう、絶えずに努力していきたい”と述べた。

本製品のサイズは Δ 2.1 インチと 2.2 インチの2種類があり、 Δ qVGA (240×320) の解像度と Δ 300nit の輝度 Δ 500:1 の明暗対比を実現化し、2007年の下半期から本格的に大量生産へ突入する予定である。

(表2) 会社別パネルの厚さ比較

出所	CEATEC JAPAN 2006 (06.10.03~10.07)					
	FPD JAPAN 2006 (06.10.18~10.20)					
社名	三星電子	A社	B社	C社	D社	E社
厚さ	0.82 mm	0.89 mm	0.99 mm	1.1 mm	1.29 mm	1.3 mm

韓国で初めて開発された「無洗剤洗濯機」が国際標準となる

世界最初に韓国で開発された無洗剤洗濯機技術が国際標準となる見込みだ。

韓国産業資源部技術標準院の発表によると、2006年10月、済州道にて開かれた家庭用電気機器分野の国際技術委員会の総会で、韓国の提案の「無洗剤洗濯機」案を36カ国の参加国のうち23カ国が賛成し、2007年下半期の国際電気技術委員会(IEC)の会議での最終承認の手続きを残している。

無洗剤洗濯機技術は、2003年11月の国際規格案で初めて提出された以来、公式議題採択などの手続きを経て、今回、最終標準化

対象として決定され、事実上国際標準規格(IEC60335-2-108)として確定された。

無洗剤洗濯機技術の核心は、合成洗剤を使用する従来の洗濯機とは違って、洗濯機に電気分解装置を取り付け、電解質素材である炭酸ナトリウムを加え、電気分解を促せることにより洗濯に適したイオン水を作ることである。

2002年に中小企業であるKyungwon Enterpriseが開発して常用化し、Daewoo Electronicsが「ミダース無洗剤洗濯機」という商標名で市販、現在まで約25万台が販売された。

無洗剤洗濯機技術は2007年下半期にIEC国際標準規格として正式に採択されると、環境規制が強化されているヨーロッパなどで輸

出の主導を握る大方家電品目として注目を浴びるだろう。

半導体 IP 関連機関の「役割分担」

半導体設計資産（IP）と関連した機関が効率的な体系を構築するために、各機関ごとに専門領域を強化し、必要とする部分においてはその機能を統合する。

半導体IPは、半導体設計の核心となるところと特許同様の知的財産というところが噛み合い政府機関のうち、3ヶ所でIP支援機関を傘下機関として有している。重複投資という指摘の声があるにもかかわらず、上位機関が異なるという現実的問題から機関の統合が難しい。

ところが、最近ではIP支援を拡大しつつも効率的に同業界を支えるために、各機関は各自の専門領域を強化し、テーターベースの連動などを通じて助け合い、統合できる機能は統合することにした。

従って、現在、関連機関はDB連動作業を進めており、早くても来年頭ぐらいには一ヶ所の機関を通じても三ヶ所にある全ての登録IPの検索ができ、更に、統合的サービスも受けられることができる。

また、各機関はTTAのSoCの標準化グループ会に集まり、半導体IP標準化を段階別に進めるなど、韓国内でのIP活性化のために一緒に頭をひねた。

電子部品研究院のIPデータベースセンターであるIP CoSセンターは、韓国内で開発のIPを

常用化段階へと導くための支援にその焦点を合わせている。韓国内でのIP検証からマーケティング・広報に至るまで、全ての支援を惜しまない。また、IP常用化のためには欠かさないファウンドリ検証のために、多様なファウンドリ業者と協力し、その力を増しており、最近には中国最大のファウンドリであるSMICよりIP登録機関として認められ、IPCoSセンターは必要なとき、直ちにIP検証をし、仮製品としての製品製作を試みることでできるベースを整えた。

ETRI融合部品研究所のSoC産業振興センターは、海外業界との契約を通じて常用IPを備えており、韓国の中小企業が海外のIPを手頃の価格で購入し、使用できるようにした。

KIPEXは、半導体IP取引活性化のための支援に特化し、実務者によってIP取引ができるよう、実務者教育へその焦点を合わせた。最近には、実務者が取引原則を立てられるよう、IP取引実務者のためのワークショップを開いた。

上記三ヶ所の機関は、現在、効率的にIP業界を支援できるよう、各自の領域を特化する一方、必要とする部分においては統合を進めている。

スターバックス、「商標紛争」で韓国の中小企業に敗訴

特許法院（裁判所）、「スタープレーヤー」へ勝訴判決

多国籍企業であるスターバックスが、自らの商標を模倣したと訴えた韓国の中小企業であるスタープレーヤーに対する訴訟で敗訴した。2006年10月20日、スターバックスコーポレーションが同種業者である（株）エルプレーヤーに対する登録無効訴訟（2006HU H5072）で、特許法院第5部は“両商標が誤認・混同を招くとは思えない”と原告敗訴の判決を下した。

裁判部は判決文にて、“スタープレーヤーは「STAR」と「PREYA」の組み合わせからなる商標であり、「STAR」と「BUCKS」の組み合わせからなる商標とは外観が異なり、「PREAY」と「BUCKS」が特別な意味を有するものではないため、対比するような観念を有していない。更に、両商標は全てローマ字を隙間なく続けて書いたものであり、「ス

タープレーヤ」と「スターバックス」として呼ばれると思われるので、その呼称においても大きな差がある”と述べた。裁判部は又、“スターバックスがスタープレーヤーの登録商標出願当時、新聞やTVなどで数回登場したことは明らかな事実ではあるが、著名の状態にまで至ったとは認め難い”とし、その上“スタープレーヤーが原告の商標を模倣したということを証明する資料はなく、また、標章の外観と呼称にも大きな差があり、混同を招くとはみなしません”と付け加えた。

スターバックスは、スタープレーヤーの商標が自らの商標を模倣し、その名声に上乗せする意図で出願されたものであると、スタープレーヤーの商標登録を無効にするよう、訴えを起こしていた。

（表4）スターバックス



（表5）スタープレーヤー



Kims and Lees

世韓國際特許法律事務所

韓国ソウル鐘路区寛燠洞151-8
同徳ビル7、8階

8th Fl., Dongduk Bldg., 151-8 Kwanhoon-dong,
Jongro-gu, Seoul 110-300, Korea

TEL : +82 2 733 9991 / FAX : +82 2 733 6351

Website: www.kimsandlees.com

e-mail: ybkim@kimsandlees.com